
摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免措置の継続実施について

目的

神戸港の振興対策として、港湾貨物の輸送コストの低減により、神戸港の競争力の強化を図り、取り扱い貨物量の増加や企業誘致の促進に繋げることを目的とする。

実施方法

事業者からの減免申請に基づき、一定枚数の「通行券」を交付する。

対象者

(1) 下記の要件をすべて満たす事業者で、市長が認める者

神戸港において、港湾関連事業を営んでいること

事業者又は事業者が所管する事業所の所在地が神戸市内にあること

(2) その他、市長が特に認める事業者

対象事業者

港湾運送事業者（一般港湾運送事業者、港湾荷役事業者、はしけ運送事業者、いかだ運送事業者、検数事業者、鑑定事業者、検量事業者）、港湾運送関連事業者（貨物位置固定、荷造り、船倉清掃、貨物警備等）、倉庫事業者、水先事業者、綱取り事業者、引船事業者、船社、海上貨物自動車運送事業者（海上コンテナトラック事業者等）等

対象車両

事業者が保有する港湾事業の用に供している普通車及び大型車で、平成23年7月現在自動車検査登録済みの車両（平成23年8月1日以降に新規登録した車両は対象外とする。）

対象区間

摩耶大橋又は港湾幹線道路（但し、いずれの区間も1回の通行で使用できる減免通行券は1枚のみとし、港湾幹線道路の2区間通行で減免通行券を使用する場合は、減免通行券1枚に現金100円又は回数券1枚を追加して支払わなければならない。）

交付枚数

- (1) 事業用車両 1台あたり年間 550枚
- (2) 自家用車両 1台あたり年間 150枚

事業用車両、自家用車両の区別は、自動車検査証の記載による。

減免申請手続き

- (1) 申請書配布場所 神戸港管理事務所 管理課 (078-304 - 2501 〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1ポ-トアイランドビル8階)
ホームページ
<http://www.city.kobe.lg.jp/business/bussiness/mayagenmen.html>
- (2) 申請方法 「摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免申請書(3通)」を持参又は郵送により提出
- (3) 必要書類 自動車検査証(写)、法人登記簿謄本(新規事業者のみ)
返送用封筒及び80円切手(郵送による申請の場合のみ)
- (4) 提出先 神戸港管理事務所 管理課 (078-304 - 2501 〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1ポ-トアイランドビル8階)
- (5) 受付期間 第1次受付 7月8日(金)~7月15日(金)
第2次受付 7月19日(火)~7月29日(金)

通行券の交付

- (1) 交付日時 第1次受付分 7月25日(月)から交付
第2次受付分 8月8日(月)から交付
時間はいずれも9時~12時、13時~17時。
- (2) 交付場所 神戸港管理事務所 管理課
ただし、7月25日(月)及び26日(火)はポ-トアイランドビル10階会議室で交付
- (3) 有効期限 平成24年7月31日

実施時期

交付日より実施。

神戸港管理事務所 管理課は、平成19年5月に事務所を移転しましたのでご注意ください。

また、ポートアイランドビルの駐車場は有料(30分150円)です。